

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画（第2廃棄物処理棟アスファルト固化装置等の配管等閉止措置）の審査結果について

原規規発第 2305011 号  
令和 5 年 5 月 1 日  
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可に関し、申請を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書（第2廃棄物処理棟アスファルト固化装置等の配管等閉止措置）」（令和4年11月17日付け令04原機（科バ）004をもって申請、令和5年3月17日付け令04原機（科バ）007をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第27条第3項第1号に規定する試験研究用等原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるか、同項第2号に規定する「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるか審査した。

1. 法第27条第1項の規定に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

本申請に係る設計及び工事の計画は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書〔放射性廃棄物の廃棄施設等の変更〕」（以下「設置変更許可申請書」という。）に従って、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置、廃液貯槽・Ⅱ-2及び蒸発処理装置・Ⅱの使用停止に伴い、第2廃棄物処理棟に設ける排水槽から廃液貯槽・Ⅱ-2へ受け入れる配管等を閉止するものである。

2. 法第27条第1項の規定に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

規制庁は、本申請の設計及び工事の計画が試験研究用等原子炉の設置の変更の許可を受けたところによるものであることを、以下のとおり確認したことから、法第27条第3項第1号の規定に適合すると判断した。

- (1) 設計及び工事の計画のうち、設備の設計条件及び設計仕様に関する事項は、設置変更許可申請書に記載された設計方針と整合していること

- (2) 上記事項の他、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが、設置変更許可申請書の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項と整合していること

### 3. 法第27条第3項第2号（技術基準規則）への適合性

規制庁は、本申請に係る設計及び工事の計画が、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の配管を閉止する工事であることから、技術基準規則第35条（廃棄物処理設備）の規定に適合するものであるかを確認した。

なお、本節で用いる条番号は、断りのない限り技術基準規則のものである。

#### (1) 第35条（廃棄物処理設備）

第35条の規定は、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであることを要求している。

規制庁は、第2廃棄物処理棟に設ける排水槽から廃液貯槽・Ⅱ-2へ廃液を受け入れる配管については、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないように、バルブのフランジ面に閉止板を挿入する設計としていることを確認したことから、第35条の規定に適合するものと判断した。

また、工事の方法については、第35条に規定されている要求事項を踏まえ、当該設備が期待される機能を確実に発揮できるように、工事の方法及び手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法が適切に定められていることを確認したことから、工事の方法として妥当であり、第35条の規定に適合するものと判断した。

規制庁は、上記(1)の事項を確認したことから、本申請は、法第27条第3項第2号の規定に適合すると判断した。

### 4. 審査結果

規制庁は、上記2.及び3.の事項を確認したことから、本申請は、法第27条第3項各号のいずれにも適合すると判断した。